

事務連絡
令和6年10月31日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第36条の8第1項及び第49条第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第55号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1 改正の内容

犬のアトピー性皮膚炎に伴う症状及びアレルギー性皮膚炎に伴う掻痒の緩和に使用されるイルノシチニブを有効成分とする犬の経口投与剤の製造販売が承認されることに伴い、当該製剤を指定医薬品及び要指示医薬品に指定する。

2 施行期日

公布の日（令和6年10月31日）

3 参考

今般承認される動物用医薬品（イルノシチニブを有効成分とする犬の経口投与剤）の概要は以下のとおりです。

販売名：ゼンレリア錠4.8mg、6.4mg、8.5mg、15mg

（エランコジャパン株式会社）

効能又は効果：犬のアトピー性皮膚炎に伴う症状及びアレルギー性皮膚炎に伴う掻痒の緩和